

尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民の市政への参画やともにまちづくりを進めるための協働に関する事項、また、そのための情報共有のあり方や市民、事業者、行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割など、住民自治を進めるための考え方を盛り込んだ自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に向けて、市民とともに、尼崎らしいまちづくりについて考えていくため、尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 懇話会は、設置目的に関する事項について意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会のメンバーは、32人以内とする。

2 メンバーは、次に掲げる者で構成する。

(1) 公募市民(市外からの通勤及び通学者を含む。)の内から参加を決定した者 30人以内

(2) 学識経験者 2人

(ファシリテーター)

第4条 懇話会にファシリテーターを置く。

2 ファシリテーターは、学識経験者とする。

3 ファシリテーターは、メンバーが活発に意見交換を行えるように進行役を務める。

(懇話会)

第5条 懇話会は、事務局が招集する。

2 事務局は、懇話会の意見交換の進捗を踏まえ、必要があると認めるときは、関係者を懇話会に出席させて意見を聞き、又は必要な説明、資料の提出を求めることができる。

(懇話会の公開)

第6条 懇話会は、公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市民協働局協働・男女参画課が行う。

(設置期間)

第8条 懇話会の設置期間は、この要綱の施行の日から所管事項が完了するまでとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。